

令和6年度 政務活動費の収支状況

【政務活動費とは】

「地方自治法第100条第14項から16項」に規定する議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として交付されるもので、交付の対象、額及び交付の方法並びに政務活動費を充てることができる経費の範囲は条例で定めなければなりません。本市においては「根室市議会政務活動費の交付に関する条例」および「根室市議会政務活動費の交付に関する規則」の規定に基づき、根室市議会議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として交付されます。

R7. 3. 31現在 (単位：円)

項 目		創 新	市政クラブ	大 地	日本共産党 根室市議会議員団	会派 紬	市民クラブ	無所属 (西田浩一)	無所属 (保坂いづみ)	合 計
所属議員		4人	2人	2人	2人	2人	2人	-	-	16人
交付決定額 (A)		960,000	480,000	480,000	480,000	480,000	480,000	240,000	240,000	3,840,000
活動費 決算額内訳	調 査 研 究 費	5,800			226,850	199,820	138,596		65,140	636,206
	研 修 費	80,398	80,330		46,977		113,350			321,055
	広 報 費				22,000	118,842				140,842
	広 聴 費									0
	要請・陳情活動費									0
	北方領土対策活動費	833,516	123,806	163,100	108,852	106,100	89,100	71,010	155,510	1,650,994
	会 議 費									0
	資 料 作 成 費									0
	資 料 購 入 費	5,045	143,540		40,562	19,470		33,920	9,900	252,437
	人 件 費									0
事 務 所 費		83,811	33,011	15,952		42,158		17,892	9,684	202,508
決算額 (B)		1,008,570	380,687	179,052	445,241	486,390	341,046	122,822	240,234	3,204,042
差 引 返 納 額		0	99,313	300,948	34,759	0	138,954	117,178	0	691,152
執行率 (B/A)		100.0%	79.3%	37.3%	92.8%	100.0%	71.1%	51.2%	100.0%	82.0%

◆交付額及び交付対象 議員一人あたり年額240,000円が会派等に対して交付されます。

※議長は出身会派（創新）に含まれます。

※決算額が交付決定額を超える場合、その差額は自己負担となります。

※決算額が交付決定額に満たない場合、その差額を返還することとなります。

◆政務活動費使途基準 政務活動費は、条例で定める以下の使途基準に従って使用します。

項目：調査研究費、研修費、広報費、広聴費、要請・陳情活動費、北方領土対策活動費、会議費、資料作成費、
資料購入費、人件費、事務所費

※「事務所費」とは「会派又は議員が行う活動に必要な事務所（会派又は議員控室とする。）の管理に要する経費」のことをいいます。

◆収支報告書の閲覧 政務活動費に関する収支報告書は、「根室市情報公開条例」及び「根室市議会政務活動費の交付に関する条例」に基づき閲覧することができます。